

[事案 23-163] 保険料割引請求

- ・平成 24 年 6 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に一括前納した保険料について、提示された保険料は誤った計算金額であり不足しているとされたことから、残りの保険料の支払義務がないことの確認を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 2 月に年金保険に申込み、全期間分の保険料相当額を前納したが、後日、提示された保険料は、保険会社のミスにより 1 回分少ない回数で計算された金額であったとされた。本契約は、提示された金額を一括前納金とすることを条件に成立したものであり、保険会社が不足しているとする保険料の、支払義務がないことの確認を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人は、最終回の保険料の払込時期に保険料の支払を行う義務があり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約は、保険料年払の契約として成立している。
- (2) 当社募集人が誤って全期間分に不足する金額を全期間分として提示したとしても、募集人には契約締結の代理権はなく、保険料前納の消費寄託的性質から、実際に受領した金員について前納の合意が成立するに過ぎないため、申立人には最終回保険料の支払義務が残ることとなる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した。審理の結果、本件は、保険会社のミスに起因することは明らかであるため、保険会社が過去に提案した和解期限までに和解に応じた保険契約者との不公平を避ける必要はあるが、期限を経過したとしても、本件は未だ、和解により解決すべき事案であると考え、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。